

# 「第298回判例・事例研究会」

「チケット不正転売禁止法について～雑誌研究」

日 時	令和元年5月29日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽 介

背 景	<p>2018年12月に「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（以下「チケット不正転売禁止法」という）が成立。 2019年6月から施行予定である。</p>
概 要	<p>●チケット不正転売禁止法では、 ①特定興行入場券を不正に転売すること ②特定興行入場券の不正転売を目的として特定興行入場券を譲り受けること が禁止されている（3条および4条）。 違反した場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（または併科）とされている（9条1項）。</p> <p>●<u>規制対象：「特定興行入場券」</u> ・「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを多数の者に見せ、又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）をいう（2条1項）。 → 例えば、有名タレントや作家のサイン会や握手会などは、その参加チケットが高額で転売される可能性があったとしても「興行」には含まれないと考えられている（佐々木奏(2019)「イベント法務☆集中講座#01 チケット転売問題」、『会社法務 A2Z』2019年6月号、p.42-43、第一法規）。</p>

・「興行入場券」とは、それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票（これと同等の機能を有する番号、希望その他の符号を含む。）である（2条2項）。

・「特定興行入場券」とは、興行入場券であって、不特定または多数の者に販売され、かつ、一定の表示等があるものをいう（2条3項各号参照）。

→ 無償で交付されるものは対象にならない。

・「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であり、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう（2条4項）。

→ 販売価格以下での販売自体は規制されない。